

二次補正予算が成立！ 新たに創設される助成金は？

◆厚生労働省関係の予算は5,698億円

10月11日に臨時国会で平成28年度の第二次補正予算が成立しました。

今回の補正予算は特別会計を含めると4兆5,221億円となっており、「災害対策」や「低所得者への現金給付」等が盛り込まれています。

このうち厚生労働省関係の予算は5,698億円（うち特別会計52億円）ですが、働き方改革の実現や介護人材の確保、介護離職防止の推進等が盛り込まれた「一億総活躍社会の実現の加速」という項目が約78.6%（4,477億円）を占めているのが特徴です。

◆助成金関連予算の内容は？

助成金の関連予算では以下の内容が盛り込まれています（支給要件の詳細等については今後、厚生労働省から発表される予定です）。

（1）保育関連事業主に対する職場定着支援助成金の拡充（制度要求）

保育事業主による「魅力ある職場づくり」のための雇用管理改善の取組について助成の拡充を行うものです。

（2）介護離職防止支援助成金（仮称）（11億円）

仕事と介護の両立に資する職場環境整備に加え、労働者の円滑な介護休業の取得・職場復帰や介護のための時差出勤制度などを実現した事業主を支援するものです。

（3）生活保護受給者等を雇い入れる事業主への助成措置の創設（制度要求）

ハローワーク等の紹介により、継続して雇用する労働者として生活保護受給者等を新たに雇い入れた事業主に対し、助成金を創設するものです。

（4）65歳超雇用推進助成金（仮称）の創設（6.8億円）

65歳以上への定年の引上げ、定年の廃止、希望者全員を対象とする66歳以上の継続雇用制度の導入のいずれかの措置を実施した場合に当該措置の内容に応じて一定額を助成する65歳超雇用推進助成金（仮称）を創設するものです。

（5）キャリアアップ助成金の拡充（制度要求）

中小企業において有期契約労働者等の賃金規定等を改訂し、3%以上増額した場合、生産性向上を加味して助成額の加算を行うものです。

（6）熊本地震からの復旧・復興としての地域雇用開発助成金の拡充（制度要求）

熊本県において事業所を設置・整備し、地域に居住する求職者等を雇い入れる事業主に対し助成を行う特例メニューを創設するものです。



平成 27 年度における民間企業の給与の実態は？

◆調査の概要

「民間給与実態統計調査」は、国税庁により昭和 24 年分から調査が始まり、以後毎年実施されており今回が第 67 回目に当たります。

この調査は、統計法に基づく基幹統計「民間給与実態統計」の作成を目的とする調査であり、民間の事業所における年間の給与の実態を、給与階級別、事業所規模別、企業規模別等に明らかにし、併せて、租税収入の見積り、租税負担の検討および税務行政運営等の基本資料とすることを目的としています。

◆調査結果のポイント

(1) 給与所得者数

給与所得者数は 4,794 万人で、前年に比べ 0.8%増加しています。男女別にみると、男性 2,831 万人、女性 1,963 万人で、前年比で男性は 0.9%の増加、女性は 0.6%の増加となっています。

正規・非正規についてみると、正規 3,142 万人、非正規 1,123 万人で、前年に比べ、正規は 1.2%の増加、非正規は 3.0%の増加となりました。

(2) 給与総額

給与総額は 201 兆 5,347 億円で、前年に比べ 2.1%増加しています。男女別では、男性 147 兆 3,750 億円、女性 54 兆 1,597 億円で、前年比で男性は 2.1%の増加、女性は 2.0%の増加となっています。

正規・非正規についてみると、正規 152 兆 3,442 億円、非正規 19 兆 1,462 億円で、前年に比べ、正規は 2.7%の増加、非正規は 3.5%の増加となっています。

(3) 平均給与

年間の平均給与は 420 万円で、前年に比べて 1.3%増加しています。男女別にみると、男性 521 万円、女性 276 万円で、前年比で男性は 1.2%増加、女性は 1.4%増加しています。

正規・非正規別では、正規 485 万円、非正規 171 万円で、前年に比べ、正規は 1.5%の増加、非正規は 0.5%の増加となっています。

(4) 業種別の平均給与

平均給与を業種別にみると、最も高いのは「電気・ガス・熱供給・水道業」の 715 万円、次いで「金融業、保険業」の 639 万円となっており、最も低いのは「宿泊業、飲食サービス業」の 236 万円でした。

(5) 納税者数および税額

給与所得者 4,794 万人のうち、源泉徴収により所得税を納税している者（納税者）は 4,051 万人で、その割合は 84.5%でした。また、税額は 8 兆 8,407 億円で、納税者の給与総額に占める税額の割合は 4.70%という結果となっています。



「配偶者控除の存続・廃止」の議論で家族手当が変わる？

◆配偶者控除、一転して存続へ

政府・与党は、「働き方改革」の一環として議論が進めてられていた所得税の配偶者控除廃止について、来年度は見送りにすることを決定しました。廃止から一転、対象範囲を広げるべきという議論も出てきています。

現時点でこの「配偶者控除」の先行きは不透明ですが、これが企業に与える影響について考えてみましょう。

◆会社員の妻の多くは「103万円の壁」にあわせてパートに出ている

会社員の妻がパートなどで収入を得ると、年収に応じて以下のものが発生します。

- ・100万円以上：住民税が発生
- ・103万円以上：所得税が発生（夫の配偶者控除がなくなる）
- ・106万円以上：一部に社会保険料が発生（今年10月以降、一定要件を満たす者のみ）
- ・130万円以上：全員に社会保険料が発生
- ・141万円以上：夫の配偶者特別控除がなくなる

今回議論されているのが年収103万円以上の部分で、いわゆる「103万円の壁」です。

パートとして働く「会社員の妻」の多くが、この「103万円の壁」を超えないよう調整しているのは周知の通りです。

◆多くの企業も「103万円の壁」に合わせて配偶者手当を支給

一方で企業側も、「103万円の壁」に合わせて家族手当（配偶者手当）を支給しています。

人事院の「平成27年職種別民間給与実態調査」によると、家族手当を支給している企業のうち半数以上（約58.5%）が、手当を支給する従業員の配偶者の収入を「103万円」までに制限しています。

年末調整において、従業員の配偶者の収入が103万円の上限を超えていないか、容易に確認できるからです。

◆配偶者控除に影響されない家族手当の議論

将来的に配偶者控除が廃止されるにせよ、逆に対象範囲が拡大されるにせよ、「103万円の壁」を基準として家族手当（配偶者手当）の額を定めている多くの企業はその基準を失うこととなります。

すでにトヨタ自動車やホンダといった企業が扶養配偶者への手当を廃止し、その分子供への手当を増額すると発表しています。従来のままの家族手当制度を見直すべき時期に来ているのかもしれない。



1 1月の税務と労務の手続提出期限 [提出先・納付先]

10日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合>
[公共職業安定所]
- 労働保険一括有期事業開始届の提出<前月以降に一括有期事業を開始している場合>
[労働基準監督署]

15日

- 所得税の予定納税額の減額承認申請書の提出 [税務署]

30日

- 個人事業税の納付<第2期分> [郵便局または銀行]
- 所得税の予定納税額の納付<第2期分> [郵便局または銀行]
- 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
- 日雇健保印紙保険料受払報告書の提出 [年金事務所]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]
- 外国人雇用状況の届出 (雇用保険の被保険者でない場合) <雇入れ・離職の翌月末日>
[公共職業安定所]

平成28年11月1日 第156号 大羽労務管理事務所